

ながさき 農委だより

令和7年8月
第85号



《掲載内容》

- ・ 農地違反転用防止強化月間
- ・ 令和6年度意見書への回答
- ・ 地域計画の策定について
- ・ 地域の話題
- ・ 令和6年度農業委員会視察研修について
- ・ 農業者年金 など

— 表紙の写真について —

日吉自然の家で開かれた「如月遊学」というマルシェの様子です。親子連れでにぎわっていました。農地利用最適化推進委員の村田委員が出店するイチゴ大福づくり体験に参加した子どもたちは、作り方を教えてもらいながらいいに作っていました。できあがって尋ねると、あんこを包むのが難しかったとのこと。できたてのイチゴ大福はほかほかでとてもおいしかったそうです。食べものを作って楽しむ体験ができましたね♪

編集・発行 長崎市農業委員会 〒850-8685 長崎市魚の町4-1（長崎市役所14階）

Tel.095-820-6561

ホームページアドレス <http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/259/260/index.html>

毎年 8 月は農地違反転用防止強化月間です！

農地を転用するときは、農業委員会にご相談ください。

農地転用許可制度の目的

（※農地の転用とは、**農地を農地以外にすること**をいいます。）

○ 農地は食料の安定供給の基盤です。

- ・食料の安定供給の基盤である優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するための制度です。

農地違反転用規制の厳格化

○ 農地は無断では宅地等への転用はできません。

- ・農地を転用する行為は、許可（市街化区域内的の農地は「届出」）が必要です。
- ・農地を建設残土で盛土・埋立を行う行為は、一時転用許可が必要です。
- ・無断で行った場合は、原則許可はできません。

○ 農地転用が許可制となっている理由は？

- ・優良な農地を確保し、農業生産力の維持や計画的な土地利用を図るため、農地転用は妥当な位置で最小限の面積であることが許可の条件となります。
- ・農地造成と称して、安易に建設残土処分や産業廃棄物処理が行われ、結果的に使えない土地となることを防ぐ必要があります。

○ 農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がとられます。

- ・県と農業委員会が工事の中止を指示し、もとの農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。
- ・3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人については1億円の罰金）に処せられることがあります。

農地違反転用の通報

○ 農地の違反転用を見つけたら、農業委員会に通報してください。

無断で次のような転用をしてはいけません！！



令和6年度 農地等利用最適化推進施策に関する意見書への回答について

令和6年11月に提出した農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、長崎市より回答がありました。主なものについては次の通りです。

【意見書項目及び回答】

1 担い手の確保

（1）新規就農後のサポートについて

夢を持って就農してきた人がうまくいかず、現実とのギャップにより離農しないよう、JA・県等の関係機関と連携のうえ、サポート体制の充実を図ることを要望

【回答】関係機関とともに定期的な面談等を実施し、経営改善に取り組んでいる。また就農後にギャップが生まれないようJA等の研修機関で研修を行う場合は事前面談において説明し、納得の上で就農していただいている。今後も先輩農業者や農業委員の指導等のさらなる取組みにより、サポートの充実に努めていく。

（2）移住未滿の農業サポーターの活用について

長崎のまちの魅力を活かして、週末や繁忙期のみなどの移住未滿の農業サポーターの活用の検討を要望。

【回答】びわなどの長崎市農業の労働力確保に有効であるか、JAや農業者の意見を聞きながら、見極める必要がある。

（3）外国人労働力の活用について

人口減少により、都市部からの移住による新規就農を目指すには限界がある。農業分野においても外国人労働力の積極的な活用の検討を要望

【回答】長崎市内においては実績がないのが現状であるが、今後は長崎県と連携し、外国人労働力活用の推進に取り組んでいきたい。

2 現状の営農の維持・発展

（1）基盤整備について

中山間地などの小規模農家の経営は厳しさを増しており、行政主導による小規模な基盤整備を要望。

【回答】国の補助事業の対象とならない小規模な基盤整備を実施するJA又は2戸以上の農業者で組織する団体に対し、事業費の半額程度を補助する制度を設けています。

（2）後継者への支援について

親元就農への支援は不十分であり、新規就農者並みの支援をお願いしたい。

【回答】親元就農に対しては、国の事業で経営継承・発展等支援事業などがありますが、国の事業の対象とならない部分については、令和7年度から市独自の支援を実施しています。

（3）農業所得の向上について

安定的な農業経営に向けて、生産コスト高騰への支援と野菜等多品目の生産や販売先の確保など農業所得の確保策充実を要望

【回答】国の補助事業を活用し、燃料や肥料など生産コスト高騰への支援を行っています。またJAや長崎県と連携し、レモンなどのびわ複合経営品目生産に対する支援や出島ばらいろをはじめとした農畜産物の販路開拓などを行っています。

（4）有害鳥獣対策について

これまでの取組が一定程度実を結んでいると聞いているが、設置済みのワイヤーメッシュの老朽化が進んでおり、メンテナンスへの支援も含めて有害鳥獣対策に取り組むことを要望。

【回答】令和6年度から市の単独事業で、補修用のワイヤーメッシュ柵の貸与を行っています。

地域計画の策定について ～ 地域農業の将来のために

これまでの経緯とこれからの取り組み

【人・農地プランの策定（H24～H25）】

- … 今後の中心経営体、農地の利活用方針など地域農業のあり方を定めた計画
- 市内 10 地区 24 集落で策定

【人・農地プランの計画の変更・確認、具体的な取り組みの協議など（H26～H30）】

- … 変化する地域の状況に合わせた中心経営体の確認、変更などや具体的な取り組みについての各地域での協議

【実質化された人・農地プランの策定（R1～R3）】

- … 農家へのアンケート（年齢・後継者の有無等）及びアンケート結果の地図化による現状把握により農地の集約化に関する将来方針を定めた人・農地プランの策定
- 市内 12 地区 26 集落で策定

【地域計画の策定（R4～R6）】

- … 地域計画策定までの流れ
 - ① 協議の場の開催（集落懇談会）
 - ② 地域計画（案）の作成
 - ③ 関係者への意見聴取
 - ④ 地域計画の公告
- … 地域計画の内容
 - ① 地域計画の区域
 - ② 区域における農業の将来のあり方
 - ③ 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
 - ④ 目標達成のためにとるべき必要な措置
 - ⑤ 区域内の農業を担う者 等
 - ⑥ 目標地図

→令和 6 年度に市内 11 地区 24 集落で地域計画の策定



令和 7 年度の取り組みについて

【地域計画の実現】

「地域計画」の実現に向けて、農業者の意向把握や地域の話し合いなどを継続し、また、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化等を進めます。

【地域計画のブラッシュアップ（見直し）】

地域計画は一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新し完成度を高めていきます。

地域の話題

茂木地域 —田手原町—

5月下旬、日吉自然の家の自然教室に参加している小学生約20名が、田手原町の田圃で田植えを体験しました。この自然教室は、日吉自然の家の指定管理者である長崎ダイヤモンドスタッフ(株)が自主事業の一環で行っているものですが、田植えは初めての取り組みで、地域の農地利用最適化推進委員である村田委員を中心に協力を得て、約4アールの**遊休農地**を借りて、再生作業を行って田植えに間に合わせたとのこと。甌岩バス停を少し下った田圃まで、日吉自然の家からスタッフの方と一緒に歩いてやってきました。

当日は好天に恵まれ、子どもたちは作業の説明を受けたあと、グループに分かれて田植えに取り掛かります。田圃に入るとき、冷たい、気持ちいいと歓声が上がり、表情は輝いています。ひもに付けたリボンを目安に5～6人が並んで植えていきます。初めは慣れない作業に戸惑っていましたが、慣れてくると上手に植えていました。植えていない子も、ひもを持ったり、苗を配ったり、役割を分担しながら、根気強く最後まで植えました。昼過ぎ頃、無事に植え終わった田圃を見る子どもたちには達成感が感じられました。秋の収穫がまた楽しみです♪

遊休農地の頃



再生作業後



地域の話題

茂木地域 —茂木町—

収穫時期を迎え頑張っておられるびわ農家の方のご紹介です



川口 祐司さん

唐八景に近い茂木町の斜面にある簡易ハウスを訪ねました。川口さんは一度長崎から離れ就職していらっしゃいましたが、15年ほど前に長崎へ帰ってきて就農し、ご両親を含めた家族を中心にびわの栽培に取り組んでおられるそうです。果実を包む袋いっぱいのびわが農園内に広がっていました。標高が300メートル弱のところにあり、ほかのびわ畑と比べると気温が低いいため、冬の寒さ対策など、管理が難しいことが多いとのことでした。



▲冬はビニール、夏は鳥よけのネットをしているそうです。



令和7年5月下旬撮影

品種は「なつたより」を育てておられます。大玉の4L~5Lのサイズなど、作る人が少なく、付加価値の高いものを多く収穫できるようにして、価格に反映させたいと取り組んでおられます。

また、樹勢を弱めて、低く育てていくにはどうしたらよいか試行錯誤を繰り返しているそうです。

年間の作業のなかでも、夏の薬かけや草刈りが大変とのことでしたが、そうしたご苦労があって、きれいなびわが収穫できるのだと感じました。

視察研修に行ってきました！

令和7年1月8日～1月9日、他都市の農業委員会等の活動事例や取組に対する意識を学ぶことにより、農業委員会の委員の活動の活性化及び資質の向上を目的として、熊本県で視察研修を実施しました。

【視察研修内容と感想】

① 山都町農林振興課（有機農業推進室）： 有機農業への取組みについて

- 有機農業に魅せられた県外移住者や新規就農者が後を絶たない魅力ある町であり、生産された農産物も需要に供給が不足している状況は、約50年間化学肥料や農薬を軽減し、農家とJAが協力し有機農業を守ってきた結果であることが分かった。
- 全国一の有機農業の状況、環境は大変な努力と忍耐、多くの課題があるのではないかと想像した。有機野菜の価格・審査・農家の経営収支など大変興味が有り、少しでも挑戦したい気持ちを覚えた。

② 天草市農業委員会： 遊休農地解消の取組みについて

- 基盤整備着工前の話し合いにおいて地区全員の賛同を得たとのことで、話し合いの方法、説明等努力されたと思う。行政の協力による地区外在住者への説明等参考になった。
- 基盤整備中の農地は、水はけの悪い田んぼを大量の山土で客土を行い、暗渠で排水する大変苦勞の多い農地であることが伺えた。石の多い山土なので土壌改良に苦勞するのではと案じた。無菌に近いので、ショウガなどの栽培が良いのではないかと考えた。



農作業中の熱中症にご注意を！

夏の農作業でのポイント

- 気温が高い時間帯の屋外作業は極力避け、どうしても必要な場合は作業時間を短くしましょう。
- 水分・塩分補給の時間をとりましょう。
- なるべく2人以上で作業し、異常がないか確認し合うようにしましょう。
- ビニールハウスや畜舎も、風通しをよくするなどの対策をしましょう。

新推進委員のご紹介



7月から宮摺、千々、大崎地区の農地利用最適化推進委員として、河平久明さんが選任されました。よろしくお願いします。

— 知って得する農業者年金 —

農業者の方は国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！
今回は農業者年金のポイントの「終身年金」についてご紹介しましたが、今回は「保険料の国庫補助」と「税制面での優遇」についてご紹介します。

ポイント2

一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助

- 認定農業者かつ青色申告の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。
(月額2万円のうち最高1万円、通算で最大216万円)
- 保険料の国庫補助分は、将来、経営継承をする等の一定の要件を満たせば、将来、特例付加年金として受給することができます。

ポイント3

税制面で大きな優遇措置

- 保険料は全額社会保険料控除
支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。さらに、同一生計の家族分の保険料を支払っている場合、家族分も含めて控除の対象となります。
- 保険料の運用益が非課税
一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税です。
- 将来年金として受け取る際も控除の対象
農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となります。

農業者年金へは次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます！

**年間60日以上
農業に従事**

**国民年金第1号
被保険者**

国民年金保険料納付免除者を除く。

65歳未満

60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

ご加入の手続きは
お近くのJAへ

- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 途中脱退、再加入も可能です。

農業者年金受給者協議会はあなたの加入を待っています！

ご存じですか？県内には16の農業者年金受給者協議会があり、年金の安定受給や受給者同士の仲間づくりを目的として、様々な活動をしています。それだけでなく、将来にわたり受給者の老後生活の安定が図られるように、年金機構や他県協議会と一体となって制度の改善を国に要請してきました。

長崎市農業者年金受給者協議会の会員は随時募集中です。

お気軽に農業委員会事務局までお尋ねください。(電話 095-820-6561)

【編集後記】

今号から担当が変わりました。
分かりやすく楽しい紙面づくりを心掛けていきたいと思っております。
取材などで、皆様の地域にお邪魔することがあるかと思いますが、どうぞよろしく願います。

編集委員



農業者の視点で
お届けします!

※お申込みは、地域の農業委員
・農地利用最適化推進委員
・農業委員会事務局へ

毎週金曜日発行
月額七百元

◇ 農業・農政の動きを
分かりやすく解説！
◇ 先進技術・新製品・新品種を
いち早く紹介！
◇ 暮らしと経営に役立つ
情報がいっぱい！

全国農業新聞を
ご購入ください！